

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る養老院の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百八十二号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る養老院の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年四月二十二日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所 執行年月日

養老院 昭和三十三年二月二十日

養老院 昭和三十三年二月二十日 監査委員 山本四郎

一 当院は院長外五名の職員(うち臨時職員四名)をもつて業務の遂行に努力している。

現在の收容人員は五十八名(男三十名 女二十八名)であるが、このうち十一名は老衰等に因り病氣その他のため介護を要しているが、寮母は一名(厚生省基準定数二名)で日夜の介助に困難を来しているので、寮母の増員が必要と認められまた看護婦、寮母等の身分は依然として臨時職員であり業務の特殊性等からして、これらの職員は正規職員に切換を要するものと思考されるのでこの点人事当局は考究善処されたい。

二 施設の拡充整備につき関係当局の考慮が望まれる。即ち前述せる如く在院者のほとんどの高齢者の関係上、病氣等のため療養を要するものが相当数あり更に増加する傾向にあるが、現在の静養室一室(三坪)では収

